

第1層生活支援コーディネーター業務に係る公募型プロポーザルに関する質問・回答

No.	質問内容	回答
1	<p>当該事業の業務を担う上で、専用の部屋は必要か。 必要な場合は、部屋の広さに上限下限はあるか。</p>	<p>専用の部屋は特に必要ありませんが、業務を実施する上で、支障が生じないように留意してください。</p>
	<p>仕様書の業務概要に「生活支援コーディネーターを1人以上配置する」とあるが、以下について。</p> <p>①兼務者で構成する場合、人員換算（人工）で1人未満でも構わないか。（例：配置数2名で0.5+0.3=0.8） 若しくは、人員換算（人工）で1人以上の配置が必要か。</p>	<p>①兼務により複数名の職員を配置する場合は、常勤換算で1人以上となるよう配置してください。 なお、複数名を配置する場合は、責任者を置いてください。</p>
2	<p>②当該生活支援コーディネーターの資格要件はあるのか。</p>	<p>②仕様書「3 運営に関する基準（2）その他」に記載されており、特定の資格要件はありませんが、コーディネーターには、国や都道府県が実施する研修※を受けていただきたいと考えます。</p> <p>※参照 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」 （平成27年6月5日老発0605 第5号厚生労働省老健局長通知） 別紙「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」</p>
3	<p>仕様書の業務概要に「第1層における協議体への参画」とあるが、委嘱されるということか。</p>	<p>第1層協議体への参画は、第1層生活支援コーディネーターの本来業務であることから、委嘱行為は伴いません。</p>

4	仕様書の業務概要に「おじさんプロジェクト（仮称）」とあるが、具体的にどのような内容を期待しているのか。	本市のホームページに掲載している、これまでの第1層協議体（函館市地域支え合い推進協議体）会議資料等を参考に、おやじ世代が地域で活動する仕組みを創り出すことを期待いたします。 〈参考〉 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016042800032/
5	仕様書の受託者の責務に「適切な知識と経験を有する者を配置」とあるが、経験を有する者の解釈、又は最低限の経験を示してもらいたい。	経験についての基準は特に設けていませんが、例えば、新卒で新規採用された方など、これまで全く社会経験がない方が第1層生活支援コーディネーターとして従事することは想定しておりません。
6	実施要領の企画提案書の提出の添付書類の表中、番号2・7・8の書類は原本か（正本1部のみ）	お見込みのとおりです。
7	実施要領の契約上限額の提案上限額について。 ①年度ごとの算出根拠及び内訳（人件費と経費の割合）が知りたい。（業務提案価格書の作成の参考にしたい）	①契約上限額の算出根拠および内訳につきましては、それらを開示した場合、今後の同種の入札等案件に係る予定価格の類推が可能となり、入札事務等に支障を生じることから、お示しできないところがあります。
	②提案上限額（年間予算）をオーバーした場合の経費はどのように補填するのか。	②提案上限額の範囲内での業務委託契約となりますことから、仮にその契約額を超える予算を執行した場合につきましては、受託者の負担となります。
	③新規契約時の備品購入予算費はあるのか。（車両購入費・複写機購入費・携帯電話など）	③初年度（令和4年度）の予算には、備品の購入費用も含まれておりますが、机、椅子、書庫、パソコン、プリンター等の購入費用を想定しております。

8	<p>受託者になった場合について。</p> <p>①当該業務を担う担当者は、外出機会が多いため、勤務時間内で連絡が取れる体制をとると良いのか。 (携帯電話など)</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p>
	<p>②当法人の勤務日・勤務時間（平日の9時～17時など）に合わせた勤務時間内で、当該事業計画に沿った時間を業務すると良いのか。 (当該事業計画以外は兼務している業務を担うため)</p>	<p>②基本的にはお見込みのとおりですが、第1層生活支援コーディネーターとして必要な業務においては、勤務時間以外の時間帯に活動が必要となる場合も想定される場所です。</p>
9	<p>企画提案書の提出（企画提案者の名称消去等）について。</p> <p>①添付書類の表中、2・3・4・5・7・8について、消去等の仕方を具体的に示してほしい。 (特に2・4について)</p>	<p>①企画提案者となる法人の名称を消去または黒塗りしていただく趣旨は、審査委員会の委員が、できるだけ先入観なく、公平・公正な評価を行うための配慮であり、基本的に法人の名称そのものは全て消去等をしていただくこととしています。 なお、企画提案者の名称そのものでなく、その名称が類推されるような情報についてまで厳密に消去または黒塗りを求めるものではありません。</p>
	<p>②所在地は消去不要で構わないのか。</p>	<p>②お見込みのとおりです。</p>
	<p>③添付書類は両面印刷でも良いか。</p>	<p>③お見込みのとおりです。</p>